

山武郡市広域水道企業団公告

企業団有地売却に係る一般競争入札の実施について

企業団有地売却に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり公告する。

令和4年9月7日

山武郡市広域水道企業団  
企業長 松下 浩明

1 入札物件

物件	種類	所在地	地目	地積（㎡）	最低売却価格（円）
1	土地	東金市松之郷字小井戸1番	水道用地	4,394.20	3,830,000

2 入札参加者資格

次のアからエまでのいずれにも該当しない者。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められたときから3年（3年以内を定めたときはその期間）を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- エ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

(ア) 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

(イ) 次のいずれかに該当する者

- a 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
- b 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- c 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- e 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(ウ) (ア) 又は (イ) の依頼を受けて入札に参加しようとする者

### 3 入札参加申込

- (1) 申込方法 申込場所への郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便）又は持参
- (2) 申込期間 令和4年9月7日（水）から令和4年9月16日（金）までとし、持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）  
※郵送の場合は、当日消印有効とする。
- (3) 申込場所 山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班  
〒283-0062 東金市家徳361番地8
- (4) 提出書類 ア 企業団有地売却に係る一般競争入札参加申込書  
イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）  
ウ 住民票（法人の場合は、定款・寄付行為又は規約の写し及び全部事項証明書）  
エ 誓約書  
オ 役員等名簿（法人の場合のみ）  
※各種証明書は受付時において3か月以内に発行されたものとします。  
※全部事項証明書は、現在事項証明書又は履歴事項証明書に限ります。

### 4 入札保証金の納付

- (1) 入札保証金の額 最低売却価格の100分の10（円未満切り上げ）。
- (2) 納付方法 山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発行する納入通知書により納付すること。
- (3) 納付後の取扱い 落札しなかった者には返還し、落札者の入札保証金は契約保証金に充当する。落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は企業団に帰属する。

### 5 現地説明会 現地説明会は開催しない。（申込者にて事前確認すること。）

### 6 入札物件等に関する質問

- (1) 質問方法 質問書を持参又はFAXで送信  
※FAXの場合は、送信後に電話連絡すること。
- (2) 質問期間 令和4年9月7日（水）から令和4年9月13日（火）までとし、持参する場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（閉庁日を除く。）
- (3) 提出先 山武郡市広域水道企業団 総務課 契約管財班  
〒283-0062 東金市家徳361番地8  
電話番号 0475-55-7851  
FAX 0475-55-7856
- (4) 回答方法 質問の有無と回答を企業団ホームページに掲載
- (5) 回答日 令和4年9月15日（木）

### 7 入札の実施

入札は、「郵便入札」により実施する。

※入札の回数は1回とし、再度入札は行わない。

- (1) 郵送受付期間 令和4年10月3日（月）から令和4年10月11日（火）まで  
※当期間内に到着しない入札は無効となります。  
※提出された入札書の書換え又は差替えを行うことはできません。
- (2) 郵送方法 指定封筒に入札書を封入し、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便にて郵送

- (3) 郵送先 〒283-8799  
日本郵便(株)東金郵便局留 山武郡市広域水道企業団 総務課契約管財班宛

## 8 開札

- (1) 日 時 令和4年10月13日(木) 午前10時00分  
(2) 場 所 山武郡市広域水道企業団 事務局3階 大会議室  
(3) 立会い 入札参加者は、開札に立ち会わなければならない。  
なお、代理人を立ち合わせる場合は、代理人に開札立会人委任状等を持参させること。  
また、開札時刻までに立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

## 9 落札者の決定

企業団が定めた最低売却価格以上で、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。  
なお、最高の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者が行ったもの
- イ 入札保証金を納入しない者又は指定した入札保証金の額に達しない者が行ったもの
- ウ 1人で同一物件に2通以上の入札書を呈した場合は、その全部の入札
- エ 入札書に記載した金額を訂正しているもの
- オ 入札書の入札金額、氏名(法人の場合又は団体にあつては商号名称及び代表者氏名)の確認できないもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別できないもの
- カ 最低売却価格に達しない金額での入札
- キ 入札関係提出書類に虚偽の記載があるもの
- ク 前各号に掲げるもののほか、本入札公告又は実施要領に記載された事項に違反したとき

## 11 契約の締結

契約の締結は、次のとおり行う。

- (1) 普通財産売払申請書の提出  
落札者は、普通財産売払申請書を落札決定日の翌日から起算して6日以内に提出すること。
- (2) 売買契約書の締結  
売買契約書の締結は、落札決定日の翌日から起算して30日以内に行います。

## 12 契約上の特約

売買契約にあたっては、次に掲げる事項を特約として付す。

- (1) 公序良俗に反する使用等の禁止  
買受人は、契約の締結日から10年間、売買物件を暴対法第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件にかかる使用賃借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

## (2) 風俗営業等の禁止

買受人は、契約の締結日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくはこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件にかかる賃借権、使用賃借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

## (3) 実地調査等

ア 企業団は、上記(1)及び(2)に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、売買物件を実地に調査し、又は買受人から所要の報告を求めることができる。

イ 買受人は、企業団から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を企業団に報告しなければならない。

ウ 買受人は、正当な理由なく上記ア及びイに定める実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

## (4) 違約金

買受人は、上記(1)又は(2)に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額、上記(3)に定める義務に違反した場合は、売買代金の100分の10に相当する額を違約金として企業団に支払わなければならない。

## (5) 契約不適合責任

ア 買受人は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合(以下「契約不適合」という。)であっても、目的物の修補の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約解除、その他一切の請求をすることができない。

イ 買受人が消費者契約法第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、アの規定にかかわらず、買受人は契約不適合の目的物の修補の請求のみをすることができる。ただし、建物付きの建物が0円相当であるときは、買受人は建物(建物に付帯する諸設備等を含む。)について、修補の請求をすることはできない。

ウ 上記イの請求の金額は売買代金を超えることはできない。

エ 買受人は、売買物件の引渡時から2年以内に契約不適合である旨の通知をしないときは、上記イの請求をすることができない。ただし、企業団が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

## 1.3 契約保証金

売買契約締結と同時に入札保証金を契約保証金に充当する。

契約保証金は、売買代金に充当する。

落札者が契約を履行しない場合、契約金額は企業団に帰属する。

## 1.4 売買代金の支払方法

売買契約締結後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を企業団が発行する納入通知書で納付すること。

## 1.5 所有権の移転及び土地の引渡し

所有権の移転は売買代金全額の支払があった日とし、同時に物件を現状有姿のまま引き渡す。

所有権の移転登記は、企業団が行い、登記に必要な登録免許税は買受人の負担とする。